

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

(消費生活・文化課)

一

告 示

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出

(障害福祉課)

一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(同)

一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

(同)

一

○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業

(水産林政総務課)

二

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立

(水産振興課)

二

○保安林の指定

(森林整備課)

二

○保安林の指定施設要件の変更の予定(二件)

(同)

三

○建設業の営業の停止

(事業管理課)

四

○道路の区域変更(二件)

(道路課)

四

○道路の供用開始(二件)

(同)

四

○一般国道三百九十八号雄勝1号事件公示送達

(同)

五

収用委員会

規 則

消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月十九日

○宮城県規則第六十五号

消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

消費生活条例施行規則(昭和五十一年宮城県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。
第四条第三号中「契約の目的物の瑕疵」を「引き渡された目的物が種類、品質若しくは数量に関して契約の内容に適合しないものであること」に、「修補責任」を「目的物の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完をする責任若しくは代金の減額をする責任」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第四百二十五号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和二年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害児通所支援の種類	設置者名	廃止年月日
○四五二四〇〇一九五	よつちゃんち 巨理郡巨理町逢隈上 郡字上二百一	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人幸創	令和二年四月三十日

○宮城県告示第四百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和二年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二〇〇三五六	サンネットなごみ 石巻市蛇田字小齊二	自立訓練(生活訓練)	社会福祉法人石巻祥心会	令和二年四月一日

〇四一〇二二〇五三八	十九	エコリサイクル松並工場 石巻市松並二丁目十 四番三	就労継続支援B 型	社会福祉法人 夢みの里	令和二年五月 一日
〇四一一四〇〇三二八		障害福祉施設みらい 東松島市大曲字筒場 九一五	生活介護	合同会社タカ ワ	令和二年四月 一日
〇四一一五〇〇八九五		就労継続支援(B型) 事業所ライフアップ 大崎市古川沢田字三 ツ江七番地八	就労継続支援B 型	合同会社リレ ーション	令和二年五月 一日
〇四一二二二〇二六一		サポート南桜 柴田郡大河原町南桜 町四番地二	生活介護	有限会社ケイ	令和二年四月 一日
〇四一二二二〇二七〇		ibis café 柴田郡柴田町槻木新 町一丁目二一三	就労継続支援A 型	ほっとファ ーム株式会社	令和二年四月 一日

○宮城県告示第四百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和二年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一二二二〇一〇六	サポート南桜 柴田郡大河原町字南 桜町四番地二	生活介護	有限会社ケイ	令和二年三月 三十一日

○宮城県告示第四百二十八号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、令和二年五月十九日から施行する。

令和二年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百四条第二号に掲げる漁業の表山元町区域（宮城県漁業協同組合の仙南支所の地区のうち山元の区域）の項を次のように改める。

山元町区域 （宮城県漁業協同組 合の仙南支所の地区 のうち山元の区域）	1. 小型合併漁業（主として刺し網を営む漁業）
	2. 総トシ数10トシ未満の漁船により底びき網を使用しうばがいをとることを目的とする漁業
	3. 総トシ数10トシ未満の漁船により行う漁業であって、1及び2に掲げる漁業以外の漁業
	4. 小型定置漁業

○宮城県告示第四百二十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、歌津町加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和二年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和二年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林の所在場所
気仙沼市本吉町滝沢一
 - 二 指定の目的
水源の涵養
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐による伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

女川町（次の図に示す部分に限る）

(二) 保安林として指定された目的

魚つき

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

女川町（次の図に示す部分に限る）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び職種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

○宮城県告示第四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第四百三十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和二年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

令和二年五月十二日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社プロタクト工業 小畑 博幸	主たる営業所の所在地 宮城県塩竈市本町二番四号福釜ビル2F	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 般・特1二十九 第一万九千三百七十九号
--	----------------------------------	--

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち民間工事に係るもの

2 営業停止期間

令和二年五月二十六日から令和二年六月一日までの七日間

四 処分の原因となった事実

株式会社プロタクト工業は民間工事において、特定建設業の許可を受けることなく、元請業者として法第三条第一項第二号の政令に定める金額以上となる下請契約を締結した。

このことは、法第二十八条第一項第二号に該当する。

○宮城県告示第四百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年五月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道
二 路 線 名 二八六号
三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後	
柴田郡川崎町大字支倉字中原裏山三三番三 地先から 同郡同町大字支倉字川窪前三三番一地先ま で		前 後	敷地の幅員 (メートル) 敷地の延長 (メートル)
前	九・二 二九・四	後	一九・三 六七・六
後	九・七 四五・一	前	八・四 四五・一
後	一三七八・〇	前	一三七六・六

○宮城県告示第四百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年五月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 鹿島台高清水線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後	
大崎市鹿島台広長無清水四番一三地先から 同市松山長尾字新五輪崎六四七番地先まで		前 後	敷地の幅員 (メートル) 敷地の延長 (メートル)
前	八・四 四五・一	後	九・七 四五・一
後	一三七六・六	前	一三七六・六

○宮城県告示第四百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年五月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
鹿島台高清水線	大崎市松山長尾字新五輪崎六四八番地先から同市松山長尾字新五輪崎六四七番地先まで		令和二年 五月十九日

○宮城県告示第四百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年五月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
女川牡鹿線	石巻市大原浜隠里一番一地从先から同市大原浜隠里七番七地先まで		令和二年 六月一日

収 用 委 員 会

○宮城県収用委員会告示第17号

一般国道398号雄勝1号事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、来局の上その交付を受けてください。

令和2年5月19日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 送達すべき書類

令和2年3月23日付け宮収号外通知文

令和2年3月18日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

2 送達を受けるべき者

杉山 英夫 神奈川県厚木市下荻野991番地 4 レオパレスルーチェ303